

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回枚方市自立支援協議会
開 催 日 時	平成22年3月31日（水） 14時00分から 16時00分まで
開 催 場 所	枚方市民会館 1階 第3・4集会室
出 席 者	石川肇委員、松浦武夫委員、幕内彰委員、船曳美穂委員、黒田孝委員、関容子委員、田宮美幸委員、長尾祥司委員、河野和永委員、津田茂樹委員、辻和也委員、原田かおる委員、辻史生委員
欠 席 者	上月栄一委員、野中 順子委員、木村和子委員
案 件 名	1. 会長および副会長の選任について 2. 幹事会、専門部会の活動状況について 3. その他
提出された資料等の 名 称	第2期 枚方市自立支援協議会委員名簿 枚方市自立支援協議会専門部会委員名簿 資料1 - ①枚方市自立支援協議会について 資料1 - ②枚方市自立支援協議会と関係機関との連携について 資料2 幹事会報告 資料3 枚方市相談支援センター（6ヶ所）事業報告 資料4 相談支援部会〔支給量基準策定〕報告 資料5 枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議について 資料6 地域移行支援部会報告 資料7 日中活動支援部会報告
決 定 事 項	会長、副会長の選任
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	3人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

事務局：皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、第4回「枚方市自立支援協議会」を開催します。私は、新会長および副会長が選出されるまでの間、本日の進行を務めさせていただきます障害福祉室課長の金沢でございます。まずはじめに、この協議会は自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められていますので、出席状況を報告させていただきます。本協議会委員16名中、本日の出席委員は13名で、都合により3名の委員が欠席でございます。従いまして、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。なお、本日の会議は、お忙しい方ばかりにお集まりいただいておりますので、4時には終了する予定でございます。それでは事務局を代表して、障害福祉室長の山田からご挨拶を申し上げます。

事務局：改めまして、皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、枚方市自立支援協議会にご出席をたまわり、ありがとうございます。また、本協議会委員のご就任にあたり、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。本協議会は、平成19年12月に設置され、皆様には第2期の委員として2年間の任期となっておりますので、よろしく願いいたします。この協議会では、市内における障害者福祉の現状と課題を共有し、社会資源の改善および開発や、ネットワークおよび支援体制を協議していただき、障害のある人が普通に地域で暮らせるよう行政と民間事業者の方々と協力して作り上げていくための場にするものと考えています。一方、新たな障害者制度については、現在、国が進める「障がい者制度改革推進会議」の動向を注視していきたいと考えています。そのような中、今回の障害者自立支援法の利用者負担の見直しで、国事業である自立支援給付に係る市民税非課税世帯の利用者負担を明日、平成22年4月1日から無料にすることと併せて、市町村事業である「移動支援」「日常生活用具」「日中一時支援」などの地域生活支援事業の市民税非課税世帯の利用者負担についても同様に無料とすることを報告させていただきます。最後になりますが、本日は、それぞれの専門の分野から、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局：それでは、まずはじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。一番上にありますのが、本日の次第でございます。

- 次に「第2期 枚方市自立支援協議会委員名簿」、
- 次に「枚方市自立支援協議会専門部会委員名簿」、
- 次に「資料1-① 枚方市自立支援協議会について」、
- 次に「資料1-② 枚方市自立支援協議会と関係機関との連携について」、
- 次に「資料2 幹事会報告」、
- 次に「資料3 枚方市相談支援センター(6か所)事業報告」、
- 次に「資料4 相談支援部会[支給量基準策定]報告」、
- 次に「資料5 枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議について」、
- 次に「資料6 地域移行支援部会報告」、

次に「資料7 日中活動支援部会報告」を用意しております。

資料については以上でございます。資料の過不足等がございましたら、事務局までお願いします。

事務局：次に、本日は委員改選後、初めての協議会になりますので、各委員の紹介をさせていただきます。まず、四條畷学園短期大学教授の、石川肇委員でございます。次に枚方市障害福祉サービス事業者連絡会の、松浦武夫委員でございます。次に枚方市介護支援専門員連絡協議会から、アイリスホームヘルパーステーションの幕内彰委員でございます。次に枚方ソーシャルワーク研究会から、星ヶ丘厚生年金病院の船曳美穂委員でございます。次に枚方市障害者就業・生活支援センターの、黒田 孝委員でございます。次に知的障害者ネットワークから「わかたけ」の、関容子委員でございます。次に田宮美幸委員でございます。次にNPO法人パーソナルサポートひらかた、相談支援事業所管理者の長尾祥司委員でございます。次にNPO法人陽だまりの会、相談支援事業所管理者の河野和永委員でございます。次に社会福祉法人であい共生舎、相談事業所管理者の津田茂樹委員でございます。次に社会福祉法人わらしべ会、辻和也委員でございます。次に社会福祉法人枚方市社会福祉協議会、相談支援事業所管理者の原田かおる委員でございます。次に社会福祉法人やなぎの里、相談支援事業所管理者の辻史生委員でございます。なお、ひらりの会の上月栄一委員、大阪府身体障害者福祉相談員の、野中順子委員、および福祉部長の木村和子委員は、本日都合により欠席でございます。続きまして事務局の紹介をさせていただきます。先ほど、ご挨拶を申し上げました、障害福祉室長の山田でございます。次に障害福祉室課長の竹本でございます。次に障害福祉室課長代理の前村でございます。次に障害福祉室課長代理の三谷でございます。次に本協議会担当の井上でございます。そして、協議会の事務を委託しております「パーソナルサポートひらかた」の糸原でございます。

事務局：それでは、本日の案件1としまして、会長、副会長の選任をお願いしたいと思います。要綱では、委員の互選によるとなっております。選任方法についていかがでしょうか。

委員：事務局案があれば、お願いします。

事務局：今、事務局一任との意見がございましたが、事務局案をご提示させていただくことでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

事務局：それでは、事務局案といたしまして、会長には前回副会長を務めていただきました石川委員、副会長には長尾委員にご就任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

事務局：それでは、本協議会の会長に石川委員、副会長には長尾委員にご就任いただくことになりました。よろしくお願いたします。恐れ入りますが、会長、副会長は、前の席にお移りください。

<会長・副会長 前の席へ移動>

事務局：ここで、会長、副会長を代表して、石川会長にご挨拶をお願いします。

会 長：皆さん、こんにちは。ただいま会長に選任された四条畷学園短期大学の石川と申します。よろしくお願いいたします。障害のある方が、地域で、その人らしく生きることができるようするには、この協議会の果たす役割が大きいと思います。大役ではございますが、その力になれるよう、皆さんのお力をいただきながら運営していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：どうも、ありがとうございました。以後の進行は、石川会長にお願いします。

会 長：本日は、新しい委員の方もおられますので、事務局より、この会議の公開基準について、改めて説明していただけますか。

事務局：この会議は、「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」の第3条に基づいて、原則公開としています。しかし、公開することにより、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等の理由があれば、非公開とすることもできるとされていますので、傍聴の許可については委員の皆様にお諮りした上で決定していただければと考えております。また、会議録の取り扱いについては、現在、発言内容は全文に近い要約筆記をしております。また発言者名は伏せた形にして枚方市ホームページ等で市民にも公開しています。今後も従来どおりの取り扱いをさせていただきたいと考えております。

会 長：それでは、本日、傍聴希望の方が3人おられます。本日の案件について傍聴許可を委員の皆さんに諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

会 長：それでは傍聴を許可します。お入りください。

<傍聴者入場>

会 長：では、案件2の「幹事会・専門部会の活動状況」について、まずは事務局から自立支援協議会についての説明をお願いします。

事務局：(※「資料1-① 枚方市自立支援協議会について」に基づき説明)

自立支援協議会の位置付けについてご説明します。資料1-1をご覧ください。障害者自立支援法第77条第1項に市町村が実施する相談支援事業について定められています。また、同法施行規則第65条の10に、相談支援事業として実施すべき便宜の供与として、「地域における障害福祉に関する関係者による連携および支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」と定められており、これが自立支援協議会に該当するものです。枚方市におきましては、「枚方市自立支援協議会設置要綱」を制定しておりまして、(1)障害者相談支援事業の運営に対する評価に関すること、(2)支援が困難な事例への対応に関すること、(3)地域の障害者支援関係機関によるネットワークの構築に関すること、(4)地域において、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むため必要となる社会資源の開発、改善等に関することについて、調査、協議するものとしております。枚方市自立支援協議会は、本日お集りの委員全員で構成する「全体会」、委員のうち、障害者相談支援事業所の管理者および福祉部長で構成する「幹事会」と、その下部組織として、特定の事項について検討する

ための「専門部会」から構成されています。本市では、(1)障害者の種別に関わらない相談支援体制の充実、(2)障害者の日中活動の場の確保と、(3)障害のある人もない人も当たり前のように地域で生活できることが、直面する大きな課題であるとして、3つの専門部会「相談支援部会」、「日中活動支援部会」および「地域移行支援部会」を設置しています。幹事会および専門部会の活動状況については、後ほど幹事長や部会長から説明があります。

(※「資料1-② 枚方市自立支援協議会と関係機関との連携について」に基づき説明)

続きまして、資料1-2をご覧ください。図の右に「自立支援協議会」、中央に「市の障害福祉室」があり、官民のネットワークが形成されています。また、左下の「障害者福祉に関わる主な関係機関」との意見交換、情報提供等も踏まえて、左上の「障害者施策推進協議会」に研究成果の報告や提案がなされます。そして、障害者基本法第9条第6項に基づき、「障害者施策推進協議会」から、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査検討を行い、市に意見具申を行うものとされています。以上で説明を終わります。

会 長：ありがとうございました。ご意見、ご質問は、部会報告がすべて終わりましたから受け付けたいと思います。続きまして、〇〇委員から「幹事会報告」をお願いいたします。

委 員：(「資料2：「幹事会報告」に基づき説明)

〇〇です。よろしくお願いたします。私は、資料2に基づき「幹事会報告」をいたします。先ほど、自立支援協議会の全体について説明がありました。幹事会では自立支援協議会全体を運営するための基本的な案件を議論しています。幹事会は、自立支援協議会の事務局ということで、相談支援事業所の管理者である市内6か所の相談支援センター、枚方市福祉部長(代理：障害福祉室長)で構成しています。月一回の会合で様々な案件を議論しています。資料2に、今年度の主な取り扱い議事を列記しています。

まず、(1)ガイドヘルパー養成研修の実施を上げています。障害者自立支援法では、ガイドヘルプ事業(移動支援事業)は、市町村が行う事業になっています。市町村事業の特徴は、サービスを利用される方、また、それに従事される方について、市町村が事業の内容を独自に決めることができることにあります。ホームヘルプなどの介護事業は、国が定めた資格講座を受けて仕事に従事できる資格を取得するわけですが、移動支援事業は、福祉に携わる人材養成を目的に、市町村で独自にカリキュラムも定めて実施することができます。先ほど述べた6か所の相談支援センターが中心となって枚方市の委託事業として行っています。平成21年度は、昨年10月、今年3月と2回実施しました。この研修では「車イス」「視覚」「知的」「精神」の4コースを設けており、全体の定員は120名です。毎回、中途辞退者があり、受講修了者数は、昨年10月実施時が88名、今年度3月実施時が107名でした。ガイドヘルパー養成研修は、今年度で6回目になり、延べ受講者数は、約600名になっています。次年度以降も、年2回程度の実施を予定していますが、検討課題は、600名の受講

修了者のうち、実際どれくらいの人がガイドヘルパーとして就業しているか、追跡調査が必要だということで、それによって今後の講座のあり方を議論、検討したいと考えています。また、受講修了者を対象にした情報提供システムの実施ということで、資料には「人材バンクの設立等」と書いていますが、受講者がすべてガイドヘルパーとして仕事に就いているのではなく、何らかの福祉事業に参加したいという人も多いように思われますので、追跡調査をした後に、例えば、支援センターのイベント紹介や情報提供など、就業を促す取り組みとは少し異なるかもしれませんが、市民層に働きかけができる仕組みを構築できないか、次年度、考えていきたいと思っています。

次に、これが最も重要ですが、(2) 各部会運営があります。先ほど、事務局から自立支援協議会を構成する3つの専門部会、「相談支援部会」、「日中活動支援部会」、「地域移行支援部会」について説明がありましたが、幹事会は、これらの部会をとりまとめる役目があります。各部会報告は、この後、部会長が行いますので、私からは簡単にご説明します。まず、「相談支援部会」ですが、平成21年7月までは、社会福祉法人わらしべ会の〇〇委員を部会長として、各支援センターで関わっている相談ケースに関する意見交換を中心に行ってきました。その後、定常的な設置部会として、障害福祉室のケースワーカーと支援センターの合同で、個別ケースの検討を通じて地域の課題等を検討する「個別サービス調整会議」を提案、現在、設置に向けて調整中です。平成21年11月から部会長は私が務めています。枚方市が支給決定するサービス量の基準を検討していますが、後ほどご説明します。

次に、「地域移行部会」です。設置目的は、長期入院や施設から地域移行するために必要な施策の検討です。まず、長期入院からの地域移行は、平成21年2月から、(特非)陽だまりの会の〇〇委員を部会長として、精神病院の長期入院者の退院促進に関する課題を検討しています。市内医療機関、支援センター等関係団体、自立支援協議会等を主な構成メンバーとし、「枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク」の設置を提案し、3月26日、設立準備会を開催しました。詳しくは、〇〇委員から報告があります。

施設からの地域移行は、「地域移行支援部会」として、平成21年11月から、枚方市社会福祉協議会の〇〇委員を部会長として、主に、身体・知的障害者の施設や親元からの地域移行に必要な施策等を検討しています。これも後ほど、〇〇委員から報告していただきます。

次に、「日中活動部会」ですが、平成21年10月から、私が部会長を務めています。無認可作業所が、障害者自立支援法の新体系事業(生活介護、就労継続支援等)に移行するための課題検討を目的に設置しています。現在、枚方市主催のNPO法人支援化事業と大阪府の基金事業である特別対策基金等を活用し、各作業所がそれぞれに移行に向けた準備を進めており、この部会は、昨年10月で取り組みを終えました。ただし、主な利用者が重度心身障害当事者である3つの作業所と既存のNPO法人が合併し、就労継続事業所と新たに生活介護事業所を設立する事例については幹事会として支援を行っています。また、平成21年11月から社会福祉法人であい共

生舎の〇〇委員を部会長として、枚方市市内の日中活動系等の配置状況や利用、運営に関する課題の検討を行っています。

次に、(3) 障害者自立支援法関連の課題があります。皆さん、ご承知の通り、今年度は、障害者自立支援法の大きな見直しが始まる初めの年になっています。利用者負担額の見直しについては、平成21年4月段階で、世帯認定から本人に見直しが行われ、障害程度区分の見直しの行程が明示されました。平成22年3月段階では、政権交代に伴う費用負担の非課税世帯の無償化、「自立支援法」の廃止と平成25年に新法成立の表明、各自治体での「移動支援」「日常生活用具」の非課税世帯の無償化、「障がい者制度改革推進会議」の設置等が行われ、これらの読み込みや、具体的に施策にどのように反映させるべきかを検討しています。

次に、(4) 障害程度区分認定調査員の上乗せ研修の実施ですが、今年度は3年目の切り替え時期になったため、非常に多くの調査を行いました。認定調査は、枚方市と支援センターが分担して行っています。調査員は、通常は都道府県が行っている認定調査員研修を受けるわけですが、枚方市では市独自に上乗せ研修を行っています。枚方市と6カ所の支援センターが共同して、読み込みや、実際の調査の中で出てきた課題なども含め、この調査の精度を上げるために毎回行っています。

次に(5) 支給決定基準に関してですが、先ほどの部会報告と重なる部分がありますが、国から出される支給基準について、通知の読み込みなどを行っています。

次に(6) 枚方市長との意見交換会の実施ですが、自立支援協議会としても今の障害者施策の課題は何かということで、市長と意見交換を行いました。

次に(7) 「自立支援協議会」と「障害者施策推進協議会」等、既存ネットワークとの課題整理ということで、「自立支援協議会の役割」と「実際に施策化するためのプロセスの明確化の必要性」の2つの項目を上げています。先ほど、事務局の説明にもありましたように、障害者福祉を取り巻くネットワークはいくつかありまして、市に意見具申を行う障害者施策推進協議会と、具体的な施策の提案や意見交換をする自立支援協議会と、非常に内容が似通ったところがあるということで、どこが地域の課題を検討し、具体的な施策を提案するのか、それを明確にする必要があります。今回、新しい委員の皆さんに加わっていただきました。それぞれの現場にある課題をしっかりと議論して、障害者施策推進協議会に上げ、市に対して、このような施策を作るべきではないかといった流れ、道筋をつけたいと考えています。今年度の自立支援協議会の全体会は、1回だけの開催でしたが、来年度は何回か行って、ネットワーク会議の役割や、議論の流れを明確にできるよう取り組んでいきたいと思っております。以上で終わります。

会 長：ありがとうございました。続きまして、次第の資料順にありますように、「枚方市相談支援センター事業報告」について、〇〇委員からよろしく願います。

委 員：(※資料3：「枚方市相談支援センター（6カ所）事業報告」に基づき説明)

相談支援部会の事業報告をいたします。はじめに、この事業報告は、平成20年度福祉行政報告例として厚生労働省に報告した様式を利用して、枚方市相談支援センタ

一6か所それぞれに統計を取ったものを全体でまとめたものです。作業を進める中で、各支援センターごとにカウントの仕方や相談内容についての考え方のバラツキがあり、統計としては正確なものとは言えなかったため、作業委員会を開いて考え方の共有を図りました。特に「Ⅲ、相談支援の具体的内容」については、共有化した後の内容であり、件数と少し違っている場合もあります。相談支援センターでは、今後も情報を共有し、連携を深め、枚方市内における相談支援体制の充実を目指します。この報告は、毎年行い、その一助にしていきたいと考えています。

まず、相談支援を利用している障害者等の人数ですが、平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）相談支援を利用している障害者等の人数は、3障害併せ842人です。3障害併せた障害者総数が24,405人（平成20年度事務概要資料による：身体障害児者20,587人、知的障害児者2,287人、精神障害児者1,531人）とすれば、3.5%の人が相談支援センターを利用されていることとなります。また、支援センターにおける児童の相談件数は低く、全体でも5人です。今後、相談支援センターの周知も含めて、より多くの人に利用してもらえるよう工夫することは支援センターの課題でもあります。相談の件数が最も多いのは、身体障害者で567件、全体の42%となっています。次に、知的障害者448件で33%、精神障害者305件で22%、重度心身障害者8件で1%、高次脳機能障害8件で1%、発達障害2人です。その他は、障害種別不明者や障害手帳を所持しておられない人等です。総件数の多いのは身体障害者でしたが、障害別総数から考えると、知的障害者の相談が最も多く、精神障害者、身体障害の順となります。身体障害者において、肢体不自由の人は制度利用など一見的な相談が主で、聴覚障害者は継続的に利用している人が比較的多いです。知的障害者および精神障害者においては、継続利用が圧倒的に多い傾向となっています。

次に、支援の方法ですが、電話による相談件数が8,004件で63%と最も多いです。身体障害者は、肢体不自由者や視力障害者については移動が一人では困難な人が多いというアクセスの理由で、精神障害者については外出しにくい人が多いという理由で、電話相談は、この2障害者に多くあります。次に来所相談が1,877件で15%、訪問が949件で8%、関係機関559件で4%、同行460件で4%、電子メール332件で3%、個別支援会議229件で2%となっています。「その他」については、利用者への直接的支援ですが、利用者とは一緒に行かず、相談員だけが行く場合、例えば、利用者入院中に生活費支払い手続きをしたり、利用者就労中や不在中に携帯電話手続きや市役所の手続きに行く等がありました。訪問は、対象は知的障害者が主で、一人暮らしの人の生活支援、自宅に引きこもっている人への見守り、相談支援等です。

次に、支援内容ですが、12項目あります。項目ごとの相談内容については、詳細を記載しています。相談内容は多い内容から下記の通りとなっています。

④「不安の解消・情緒安定に関する支援」	5792件	41%
①「福祉サービスの利用等に関する支援」	2524件	19%

⑥「家族関係・人間関係に関する支援」	969件	7%
③「健康・医療に関する支援」	838件	
⑩「社会参加・余暇活動に関する支援」	696件	
⑨「就労に関する支援」	476件	
⑧「生活技術に関する支援」	470件	
⑨「家計・経済に関する支援」	419件	
②「障害や病状の理解に関する支援」	402件	
⑪「権利擁護に関する支援」	92件	
⑫「保育・教育に関する支援」	54件	

「不安の解消・情緒安定に関する支援」について、最も多い件数だったのは、人に相談をするという行為自体が不安であるからであり、相談内容のほとんどがこの項目に当てはまるということであるためだと思われます。この項目の考え方については、不安の対象となるものが11項目の中にあればその項に振り分けることとしました。相談内容に不安の対象がなく、漠然とした不安の傾聴にあるなら「④不安の解消・情緒安定に関する支援」としました。この方法で分類すると不安の解消の項は件数的にも少なくなると思われます。「福祉サービスの利用等に関する支援」においては、制度説明や情報提供だけでなく、申請の手続き等に同行する支援も含まれています。また、退院後の生活のこと、日中活動場所のこと、自宅から離れての生活の場のこと等、進路や生活のことに関する相談も多く、日中活動の場や生活の場については充足されておらず、枚方市において今後の大きな課題でもあります。次に多い「家族・人間関係に関する支援」において、人間関係の調整に課題が多いのは聴覚障害者、知的障害者や精神障害者です。また、家庭内暴力についての相談もあり、家庭支援の必要なケースも多くあります。家族の基盤が揺らいでおり、家族のエンパワメントが必要なケースほど相談支援事業者の介入が困難である場合が多く、障害者からも「生きにくさ」やあきらめが先にあり、当事者の意思が家族によってかき消され、見過ごされてしまう傾向があります。「その他」については、非日常的な生活技術についてで、11項目以外の内容、例えば、交通事故を起こした当事者の事故処理の支援や実施しているサークル運営についての相談支援等が上げられています。件数的には、少ないですが、家計・経済に関する支援において多重債務者の債務整理や借金返済、権利擁護に関する支援においての詐欺の被害相談や労働条件の差別に関するもの等課題が深刻で、専門機関との連携が必須なものもあります。このように一口に相談といっても様々で、支援方法や内容は多岐にわたっています。特に訪問しなければ支援に結びつかない人や様々な介助を要する一人暮らしの人への相談支援は、現状の支援センターのスタッフでは人材不足の現状もあります。相談業務は、まだまだ、利用している人も少なく、基本的に密室性が高く、具体的な結果が形として出にくいいため、誰がどこでどのように支援しているかが見えにくく、理解のされにくい業務の特性がありますが、いま述べてきた相談支援の現状報告にもあるように、障害者が地域で暮らすために必要な支援であり、潜在的なニーズも多くあると思います。また、自立支援法廃止後の「障が

い者総合福祉法(仮称)」においても相談支援のあり方について相談支援体制の強化を推進すると明記されています。私たち相談支援センターは、一つに、事業報告等を通して相談支援事業について、障害のある人やその関係者に広く周知すること、二つに、枚方市および様々な関係機関との連携を強化し、情報を共有し、適切な情報の提供を行うこと、三つに、職員が研修等に積極的に参加し、活動のスキルや質を高めること等を課題とし、障害者が地域で安心して生活できるよう相談支援事業に取り組んでいきたいと考えています。以上で終わります。

会長：ありがとうございました。大変にボリュームのある内容で、個別の相談内容も資料として添付されておりますので、後で、ゆっくりご覧いただけたらと思います。では、急ぎますので、続いて、相談支援部会の「支給量基準策定」報告を、〇〇委員、お願いいたします。

委員：(資料4：「相談支援部会[支給量基準策定]報告」の読み上げと補足説明)

相談支援部会[支給量基準策定]報告を行います。まず、1. 部会設置の基本的背景ですが、(1)「障害者自立支援法での支給決定」について、障害者自立支援法では、障害程度区分の認定の後、サービス利用の意向等を聞き取った上で、市町村が支給決定を行うとされている。また、国が定める「事務処理要領」では、「市町村は、(中略)あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。」としており、この支給決定基準、いわゆる「定型」を超える、いわゆる「非定型」の支給決定に関しては、市町村審査会等の意見を聴くことができるとされている。

これは国が示している内容です。市が支給決定する場合、一定の基準を決めておきなさいというもので、それを超える場合は、障害程度区分認定調査の審査会で意見を聴き、それを参考にする仕組みを作りなさいというもので、こういう方法で行うのが望ましいと国が示しているものです。また、「国庫負担基準は、(中略)当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではない。」としているものの、自治体の中には、国庫負担基準や障害程度区分を基にした支給決定基準を策定しているところもある。

障害程度区分の役割は、基本的にはどのサービスを使うことができるかということと、個別の利用者の事業費、つまりホームヘルプを使えば、どれくらい国が補助するのか、そういった国庫基準を決めるものとの二つの役割があるわけですが、国はその基準額にこだわらず市町村ごとに基準額を定めて必要量を決定するよう示しているのです。いくつかの市町村では障害程度区分の基準以内を定形として、それ以上の支給決定をしないところもあるということです。また、厚生労働省は、支給決定に関する解釈について、最近の事例では、親が障害者の場合の育児・子育て支援に関する考え方などを、適宜、自治体に示している。これらの解釈についても、その都度支給決定に反映されなければならない。

色々なサービスの利用内容について、国が解釈を変更した場合は、随時、通知がなされるわけですが、支給決定の中身についても、そうした通知に基づいて変更が必要

であるということです。

(2) 枚方市の現状

枚方市での居宅介護（ホームヘルプ）等の支給決定に関しては、サービス提供の社会資源を勘案した一定の基準は設けられてはいるが、大阪府域の他市のように障害程度区分に準じた支給時間の上限を設定するといった方式はとっていない。例えば、ホームヘルプの場合の支給決定に際しては、担当ケースワーカーが障害程度区分の調査または決定後に個別の生活状況等の聞き取りを行った上で、週間計画を作成し、その5週分の支給量で決定している。また、通院に関しては、週間プラン以外に必要な量を聞き取った上で、支給決定を行っている。つまり、枚方市では国が定める障害程度区分や障害等級を基にした支給時間の上限を設定、いわゆる「定型」は明文化しておらず、支給決定の基本は本人の意向等を聞き取りの上、行う事を基本としている。しかし、障害当事者の生活が多様化し、支給決定に関して、従前とは違った対応が必要となり、国の注釈が示されたりする中、フレキシブルな対応が求められる。

例えば、子どもさんがいらっしゃる世帯の支援や障害児を抱える共働きの家庭など色々な生活形態が出てくる中で、従来のような考え方ではなくて、どういったサービス提供が必要なのかということを議論していく必要があるということです。そのためには、現在の支給決定に関して、「量的」な定型ではなく、現状の支給決定の仕組みを維持しながら、基準や考え方を一定、整理する必要があります。

この支給決定基準に関しては、他の市町村のように国の補助基準によって、どれくらいの時間を出しますよといった量を決めるのではなく、具体的にどのようなサービスを提供すべきか、考え方や内容を整理しています。

次に、2. 議論の方向性ですが、大きく3つに分けています。まず、(1) 国の解釈の整理です。*国が示す各サービス類型の内容の整理を居宅介護を中心に、*国の解釈通知の内容、を上げています。

例えば、育児、子育て支援ですが、ホームヘルパーの業務に、育児子育て支援が入るのか、支援費制度が始まる2003年までは、これはサービス対象外とされてきました。親御さんが障害者の場合、子どもの育児に関わることをヘルパーがするのはどうなのかといった考えがあったのですが、最近の通知では、これもホームヘルパーの業務にすると出ています。一般に周知されているかという問題もありますが、支給決定について、国がどんどん示す新たな解釈に、どうやって対応していくのか、同時にそれを事業者へ通知してサービス提供の対象であることを整理する、これについては支給量のことでもありますので、まず国の通知を整理していこうということが課題の一点目です。それを受けて、(2) 枚方市の支給基準の整理、*現状の基準内容に関する検討→ケース事例等も交えて、これは、具体的に世帯や個人の状況を、例えば、施設から地域移行される場合、どんなサービスがどれくらい必要か、事例も含めてサービス提供の決定について議論していこうというものです。*「子育て支援」等、新たな決定に関する検討、国の通知などを読み込んで、どんな決定ができるのかということです。*移動支援に関して→利用内容の検討・制度のあり方検討、移動支援は市町

村事業で、市が利用対象、内容、従事者を定めることができますが、市町村が独自に定めることができる利点の一方で、財源が限られていることもあり、今後どのように制度を運用していくのか。例えば、通学や旅行での利用要望などが上がっているわけですが、今後そのような要望に対して利用拡大できるのか、検討するというものです。

「定型」「非定型」の考え方ですが、量的な定型は設けていないということ、こういう場合はこんな適用をするといったQ&Aを作ろうということで盛り込んでいます。
*支給量の適正化の取組→モニタリングの仕組みの検討、皆さんもご存知のように、障害のサービスには介護保険のようなケアマネージャーがいません。ですから、決定を行った後、提供しているサービス内容が適正かどうか、あくまで当事者の方から、もう少しサービスが欲しいとか、こういうサービスに切り替えて欲しいと申し出ていただく必要があります。実際に、長期入院や親御さんと生活して来たとか、ずっと施設にいたというような場合、どんなサービスがどれくらい要るのか、使いながらでないと分かりません。必要な人にはモニタリングの期間を設定して、サービスが必要に達しているか、必要なサービスが供給されているか、支給量を決める仕組みの中に、本当に必要なサービス内容は何かをモニタリングする仕組みがないと支給決定にフィードバックされないのではないかと考えています。支給決定する市と相談支援で担当していく支援センターとが役割を分担する、そういう仕組みを提案していこうということで議論しています。

次に（３）他市の支給基準の読み込みですが、移動支援もそうですが、国が色々な基準や内容を出していますが、やはり支給決定のあり方や内容において市町村でばらつきがあります。よいところを取ればいいのですが、どんな解釈でそれが出ているか、運用されているか、それらを参考に他市の支給決定基準も見ながら枚方市に反映していきたいと議論しています。年度内に議論を終えたいと考えていましたが、今、サービス内容の項目について意見交換しており、来年度は早期のうちに一定の内容を出していこうと考えています。ただ、国の解釈や、様々な利用者が出てくる中で、随時、見直しの仕組みも必要になると考えています。以上で終わります。

会 長：ありがとうございました。続いて、資料5「枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議について」、〇〇委員、お願いします。

委 員：（資料：5「枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議について」に基づき説明）

〇〇です。資料に基づいて、ご説明します。現在、精神障害者地域移行の支援部会は、「枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議」という形で、部会と少し離れた運営になっています。本日のレジュメに経過を書かせていただいていますので、少し振り返ってみたいと思います。ご承知の通り、精神障害者に関しては、いまなお、精神保健福祉法と障害者自立支援法の二つの法律があります。日本独特の精神医療状況のあり方、これは主に、精神保健福祉法で規定されながら大きな課題になっているということと、一方、精神障害を持つ方々が地域で生活していくための条件整備は、障害者自立支援法に基づいて、3障害ともども検討していかないといけない。

この二つの大きな課題を持っているわけです。そういう中で、精神障害者に関して、枚方市では早々に取り組みを進めていただきました。まず、障害者自立支援法が発足する前の平成19年6月、障害者自立支援法の協議会ができたのが平成19年の12月ですので、その6か月前に精神障害者の関係機関が集まり、「地域移行支援ワーキング会議」で話し合いを始めた経過があります。この中で、医療機関の現状がどうなっているか、市内の3つの医療機関のケースワーカーの方を中心に報告していただきました。そこで出てきた問題が、資料に書いていますように、退院するにしても、住居の問題、公的保証人制度をどうするか、日中活動をどう保障していくか、24時間の支援態勢をどうするか、そういう問題が出されてきました。枚方市で地域移行の一つの仕組みを作らないといけないということで自立支援協議会が発足し、ワーキング会議が部会になってきました。部会は、平成20年の3月から昨年2月まで開催されました。この時期は、ワーキング会議で出た色々な問題点を、実際に医療機関と具体的なケースを通して地域の人が関わりを持っていく中で、更にその課題をもう少し現実的なものにしていこうということで、医療機関との関わりがかなり表面化した時期だったと思います。主に、相談支援をやっているところを中心に、医療機関に向いて情報交換し、地域に向けた具体的な取り組みをやるということが部会の中で持たれました。その中で出てきた課題を資料に書いています。精神障害者に関しては、退院促進という大きなテーマがありますが、具体的に退院促進の対象になっておられない方の中にも、地域に移行して生活することが可能な方が沢山おられるはずですが、そうした対象者の方を、どういう方法や手順で決めていけばいいのかというシステムの問題と、どういう態勢で支援を組んでいくのが具体化されないと難しいという問題が出てきました。この部会の検討の中で、精神障害者に関しては、自立支援協議会に集まっている行政と相談支援を中心とする地域の色々な社会資源に絡んだネットワークだけでは解決していかないの、医療を含めた全体としてのネットワークを作っていないといけないということになりました。大阪府では、すでに10年前から退院促進支援事業が始まっており、自立支援促進会議という形で、大阪府、枚方保健所が中心となって事業の展開をやっています。このような大阪府がやっている精神障害者に対する取り組みと、枚方市がこれから地域支援ということでやっていこうとする取り組みを融合させるというか、連携していかないと、全体としての取り組みが進んでいかないのではないかと結論になっていきました。部会の最後では、今後は、市町村が精神障害者の支援を取り組んでいくその仕組み作りを大阪府と共に考えていくんだということで、いったん、この部会を終了しました。その後、大阪府と枚方市、自立支援協議会の幹事会で協議を積み重ねる時間をとったわけです。最終的な結論としては、資料の「枚方圏域精神障がい者支援システム図」を見ていただきたいのですが、すでにある大阪府の自立支援促進会議、この主体は大阪府枚方保健所ですが、その中の自立支援促進会議という親会議、実務者会議でやっていた会議と、部会や幹事会で構成する枚方市の自立支援協議会とが、並行して、どちらも相互に連携し合うという形で「枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク」を運営していくと

ということになりました。自立支援協議会の側から言えば、全体会の部会ではないけれども、常設のネットワーク会議であって、その会議の中で検討されたことは、全体会に報告されていくものであること、大阪府の会議にとっては、ネットワーク会議で決まった諸々のことは、自立支援促進会議の中に報告されて大阪府に流れていく、当面は両方が並行して会議を続けていくことになりました。いずれ、枚方市が、これまで大阪府がやってきた事業を含み込むような形になっていくかもしれないし、どういう形になるか分からないけれども、当面、このような形で始めようということになりました。3月26日に準備会が持たれました。三位一体という形で行われたのですが、大阪府、枚方市、医療機関、福祉の関係団体を含めた地域の団体、初めて3者による一つのネットワークのテーブルができたということです。第1回の準備会でしたので、顔合わせでもあったのですが、その中で語られたのは、医療機関からは、やはり今の医療で抱えている問題は、医療だけで解決できない状況にあるということで、地域にどういうものがあれば生活を作っていくことができるのか、共に考えていきたいということ、色々な課題の検討、地域住民に対する啓発活動、また、一緒に何かに取り組むことなども含めて、ネットワーク会議がそういう場になればいいといった意見が出ました。今後、この会議は、2か月に1回、奇数月の金曜日に開催します。事務局は、枚方市障害福祉室、大阪府枚方保健所、幹事会で構成し、偶数月に次回会議の打ち合わせをやりながら進めていくことになりました。資料5の別紙ですが、大阪府の保健所がやっている自立支援促進会議には、退院促進支援事業を運営する運営要綱があります。この「枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議」が生まれたことによって、大阪府の了解をとって運営要綱も変更をしました。一方、自立支援協議会の中でこのネットワーク会議を設置していくということで、枚方市でも決裁を取られて別紙のような設置に関する資料を添付されています。従って、今後、精神障害者の問題については、このネットワーク会議において進めていくことになると思います。以上で終わります。

会 長：ありがとうございました。続きまして、資料6の「地域移行支援部会」報告を、○
○委員、お願いします。

委 員：(資料6：「地域移行支援部会報告」に基づき説明)

「地域移行部会」の報告をさせていただきます。「地域移行部会」では、障害があるために限られた特別な場所で生活することを余儀なくさせられている方や、地域に住んでいても自分の希望する生活ができていない方々に対して、その現状を重く受けとめ、その方々の地域移行を進めることを意図として全国的にも様々な取り組みがなされています。枚方においても枚方市の「枚方市障害者計画」の中にも「障害のある人が障害のない人と同じように地域の中で自立して生活できるようする」とありまして、この観点から、枚方市における障害のある方の地域移行を促進するための方策を考え合うために、「地域移行部会」を設置しています。

まず、1. 枚方市における地域移行状況、を見てください。

(1) ケアホーム・グループホームの整備状況ですが、枚方市内の知的障害者および精神障害のある方のケアホーム・グループホームの利用者数(平成21年度10月現在)は、次のようになっています。

①住居別 市内居住者 167人 市外居住者 46人 合計213人

②どこからの地域移行か

*入所施設からの移行者(身体・知的) 40人

*病院からの移行者(精神) 7人

*自宅からの移行者 166人

ケアホーム・グループホームにつきましては、昨年の10月より、身体障害のケアホーム・グループホームが認められるようになりまして、今後、身体障害の方のケアホーム・グループホームをどのように進めていくか課題となっています。現状のケアホームにおいては、日中活動系の社会福祉法人やNPO法人がケアホームをバックアップして運営している場合がほとんどであり、ケアホームのみの単独型は少なくなっています。ケアホームの状況ですが、平成21年度の数値目標は240人で、現状は213人になっています。順調に地域移行が進んでいるという状況ですが、今後、どのように増やしていくかが最も大きな課題になってくると思っています。

(2) 市内の入所施設における支給決定者の人数です。これは、平成17年から平成21年までの人数を書いています。平成17年におきましては、知的障害の方が、145人と最も多いという状況です。変遷を追っていきますと、23人が減少している状況です。平成17年が215人で、平成21年10月以降が192人で、23人の減になりますが、これは新しく入った方と地域移行された方がごちゃごちゃになった人数で、詳細は分かりません。次の頁の表を見てください。平成18年度から平成23年度までの「枚方市障害者計画」における目標数値は49人になっています。この表を見ていただいたら分かりますように、平成19年度までに58人、すでに目標数値を上回る数値はあるのですが、平成20年度以降は全く進んでいないという状況です。地域移行した後、障害の重い方の地域移行が課題になっていると思われます。地域移行の課題は、平成20年度以降に集約されるのではないかと考えています。今年度3月4日の障害福祉関係の主管課長会議では、入所施設の利用者が、138,039人(平成20年10月1日現在)、平成21年10月1日現在では、136,016人で、2,023人の減少になっています。けれども、新たに、8,349人が入所施設に入っているということで、実際は、10,372人の地域移行の方がいらっしゃるにも拘わらず、新たに8,349人が入っておられるということで、実質は地域に住まわれている方は、2,023人になっています。地域移行の課題というのは、やはり、施設から出るだけでなく、入る方の課題でもあると受けとめていかなくてはならないと思っています。

次に、2. 地域移行を進めるにあたっての課題ですが、6点上げています。

(1) 人材の確保

*ケアホーム・グループホームの世話人やホームヘルパーの確保

これは、必要不可欠になっています。

(2) 住宅の確保

*グループホーム・ケアホームの場の確保

*身体障害のある人のためのケア付き住宅の確保

特に、身体障害のある方が自立生活をされる時は、ケア付き住宅を必ず確保しなければならないというものです。公営住宅の活用においても必要な部分だと思っています。

(3) 日中活動の場の確保

*在宅者（身体障害者）の日中活動の場の模索

*精神障害のある人の日中活動の場の確保

*知的障害のある人の高齢化に伴う日中活動の場の確保

(4) 生活支援および余暇支援

*ガイドヘルパーの確保

*ホームヘルパーの確保

*重度訪問介護のシステム作り

(3)(4)では、生活が確保されても、日中活動の場がないとか、土日の活動をどうするか、とても重要な課題になっています。

(5) 成年後見制度の構築

成年後見支援制度がありますが、成年後見を色々な方に知っていただくことや、成年後見制度を利用する時の費用負担について、枚方においても成年後見支援制度を構築していく必要があると考えています。更に、枚方市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業という金銭管理のサービスをもう少し拡大していく方向で考えられないかと思っています。

(6) 地域移行の枚方市におけるシステム作り

これが一番大きな課題ですが、やはり一人暮らしをされている方、ケアホームを利用されている方で、24時間、365日の支援があれば安心ということが上げられますので、このような支援基盤をどう作り上げていくか、また身体障害の方で宿泊体験のできる機会を持つことで地域移行できるのではないかといった議論をしています。

「地域移行部会」では、以上6つの課題を今後も具体的に話し合っていく予定にしています。以上で終わります。

会 長：ありがとうございました。報告の最後としまして、資料7「日中活動支援部会」報告を、〇〇委員、よろしく申し上げます。

委 員：(資料7：「日中活動支援部会報告」に基づき説明)

であい共生舎の〇〇です。「日中活動支援部会」の報告をさせていただきます。まだ3回しか会議を持っていません。障害者自立支援法になってから、施設は、旧体系、新体系、作業所の3つがあります。期限的には作業所は、大阪府や枚方市の補助金等の関係で移行しなくてはなりません。施設の旧体系も、障がい者福祉総合法（仮称）で、初めのころは移行しなくてもいいという話でしたが、この前の長妻厚生労働大臣

の発言で移行しなさいとのことですので、そのようにしなくてはならないのかなと考えています。

昨年、12月10日に1回目の会議を持ちました。まず現状把握ということで、

(1) 日中活動の状況

枚方市から、事業所利用者の障害種別・年代別分布の資料提供を受け、3障害の実態把握を行い、次回までに宿題を持ってきてくださいということになりました。

(2) 支援学校等卒業予定者数（平成21年度・22年度・23年度）

これは、社会資源としての日中活動の場を確保するには、支援学校の卒業生予定数も把握しなくてはならないということで、平成21年度から3年間の予定者数を出すことにしました。

(3) 在宅者の問題

在宅になってしまう原因を探る、なぜ在宅になってしまうのか、3障害それぞれに原因を出すということで、これも宿題になりました。

(4) 作業所利用者の今後

昨年度の資料というのは、前回の長尾委員の資料のことで、それをもとに作業所および利用者の意向を探っていくことになりました。

(5) 新規事業所開設予定はあるのか。

この状況下で、新規事業所を開設するところが出てくるのかどうか、そのあたりも大きな問題

ですので、市に開設の相談が入っているかを聴きました。

2. 今後の展望

(1) 枚方市障害福祉計画と上記の問題点の整理を行いました。

(2) (仮称)障がい者総合福祉法(案)の動向を見ながら考える必要があるということで、1回目の会議を終えました。

2回目は、平成22年1月28日に開催しました。

1. 現状把握は、前回の問題点を探って来ていただきました。

(1) 3障害それぞれの報告（在宅者の問題：在宅になってしまう原因を探る）

*身体…送迎や介護の問題、利用料や賃金の問題、作業内容が合わないために在宅になっているというような指摘がありました。身体障害では、車イスの方や歩行による移動が困難な方は雨天時に通いにくいであろうという話が出ました。

*知的…送迎の合理化。これは、どういうことかと言いますと、ちょうど支援学校の通学バスのような状況になっているということです。マイクロバスによる通所送迎ですが、最初に乗った人は到着するまで1時間も乗っていないといけないような状態で、これをなんとかしないといけない。一つの施設で解決するのではなく、せめてオール枚方の中で解決できないか、そういった問題が出ています。それと、利用者の高齢化、日中活動の場の不足です。

*精神…病状によって外出不可、アルコール・薬物依存者の利用が困難、交通手

段の問題、住民の根強い偏見と差別があり、外出そのものがしんどいという指摘がありました。

(2) 障害者作業所・小規模通所授産施設移行について

*現時点で未移行施設…作業所 13カ所 小規模通所授産施設 1カ所

*現時点で移行が困難な理由…法人格取得、人員（利用者・指導員）不足、建物の整備、これらがネックになって、なかなか移行が進められないという問題が出ました。

2. 今後のすすめ方

(1) 「障害者作業所・小規模通所授産施設移行について」

*前回の日中活動支援部会が継続して進めている作業所合併について、連携して支援する

*それ以外の作業所の移行等について継続して調査、支援をすすめていく

(2) 通所等に大きな課題となっている送迎のあり方について検討をすすめる

3回目の会議は、平成22年2月25日に開催しました。

1. 通所等の大きな課題である送迎のあり方について検討をすすめるということで、資料は、日中活動の場としてどのようなものがあり、移動にはどんな方法があるかを表にしたものです。「通学・通園等」については、幼児療育園・義務教育機関は、「共同配車」（有償ボランティアによるであれ共生舎の運営事業）をご家族等の同乗の上で利用していただくことができます。また、高校・専門学校・大学等・支援学校（自宅からバス停等を含む）は、同乗なしでの利用が共同配車の場合は可能です。一方、「移動支援」は、通学は今のところ認められていません。次に、「留守家庭児童会」ですが、自宅⇄留守家庭児童会（長期休暇等）、留守家庭児童会⇒自宅（平日）、支援学校等⇒留守家庭児童会の場合は、「共同配車」はすべて利用可能ですが、「移動支援」はすべて不可となっています。次に「日中一時支援」につきましては、自宅⇄日中一時支援、学校（義務教育）⇒日中一時支援は、「共同配車」「移動支援」ともに利用可能です。次に、「相談支援・地域活動支援センター利用」の場合は、自宅⇄センター、学校⇒センターも、「共同配車」「移動支援」ともに利用可能です。次に、「作業所・通所施設等」は、自宅およびケアホーム、グループホーム⇄作業所・通所施設等は、これも「共同配車」「移動支援」ともに利用可能です。

「精神デイケア」も日中活動の場として捉えていますが、実際に利用があるかどうかは別として「共同配車」は利用可能ですが、「移動支援」は不可になっています。「その他」では、余暇活動は、「共同配車」「移動支援」ともに利用可能です。次に「通勤」です。これは障害のある方が一般就労されている場合で、「共同配車」は利用可能です。ただし、現状ではボランティアさんが沢山いるわけではありませんので、利用可能であっても実際のところ使えない状況です。「移動支援」の通勤利用は不可になっています。

このように、「日中活動支援部会」では、まず、行くということを確保すること

が、日中活動を進めていく上での大きな課題になるだろうと考えました。その後で、在宅になっている人が、どうしたら行けるのか、その方法を考えないといけないと考えています。支援学校の卒業生の問題も大きいのですが、すでに在宅のままになった方が社会に出ることが非常に大事なので、この部分をなんとかしたいと、そのためにはどんな方法がいいのか、考えているところです。本当は在宅になっている人にアンケート調査をしたいのですが、今のところ方法が見つかっていません。送迎等の実態について、アンケート調査をして、実際どんな方法があるのか、探っていきたいと考えています。できれば、幹事会から障害者施策推進協議会上げて、市に検討していただけるようなものを作っていきたいと考えています。今、その途中であります。以上です。

会 長：長時間にわたり、ありがとうございました。では、続きまして、質疑に移りたいと思います。何かご質問やご意見がありましたら、どの報告からでも結構ですので、お願いいたします。なかなか発言しにくいと思いますが、いかがでございますか。

会 長：では、私から…質問ということではありませんが、報告の内容について、資料3の相談支援部会の報告ですが、非常に詳細に、どのような相談があったか記載されています。報告集の7番目の「家計・経済に関する支援」について、実際に制度や仕組みとして行われているものがありますが、これは相談員だけができる仕事ではなくて、社会福祉協議会がやっている日常生活自立支援事業、成年後見制度の保佐、補助類型の該当者の方々に対する支援も必要になってくると思いますが、連携が必要であるという報告があったのですが、具体的に連携した事例があるかどうか、あるいは、日常生活自立支援事業につなげた事例があるかどうか、〇〇委員、いかがでございますか。

委 員：成年後見につなげた場合、また、金銭管理の経済支援である福祉サービス利用援助事業につないだ事例がございます。

会 長：相談が相談だけに終わらず、実際に機能しているということで、よろしいでしょうか。

委 員：はい、そうです。

会 長：これは事務局にお尋ねしたいのですが、成年後見制度の利用に関して、市長申立の場合、申立費用の負担や後見人の報酬に関する支払規程について条例のようなものを検討中ということですが、これは、近々そういうような動きの検討をされているのでしょうか。

事務局：費用負担については、私ども障害福祉室ではなく、福祉総務課で費用負担をいただいています。私どもの課では、最近、成年後見を決定した方がおられます。私の記憶では、今、3例目でしょうか。

会 長：せっかく使いやすい仕組みにできていますので、行政もバックアップしていただければ、より障害のある方の権利擁護につながっていくと思いますので、よろしく願います。委員の方、他にご質問はございませんか。

会 長：幹事会の方で、いまの報告に加えることはございませんか。補足的なことがあれば、一言、お願いいたします。

委員：これらの議論は、実際に相談支援を行っている中で上がってきた様々な課題の集積だと思いますが、これをどうのように施策化していくか、先ほど成年後見の市長申立の話もありましたが、そういうことを提案していく流れ、方法、周知も含めてですが、障害者自立支援法は、盛んにネットワークの構築を謳っていますが、逆にネットワークが多すぎて機能していないというケースもあるので、整理も必要かなと感じています。初めの提案とよく似ていますが、いま、そのようなことを話し合いながら考えています。

会長：ありがとうございました。他、いかがでございましょうか。

会長：ないようですので、これで、幹事会、専門部会の活動状況についての報告と質疑は終了させていただきます。では、続きまして、その他ですが、現在、幹事会、専門部会以外の方で、色々な立場で取り組んでいらっしゃる課題があると思います。そういう課題についてご発言いただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。私からご指名させていただいてよろしいでしょうか。

では、枚方市就業・生活支援センターの〇〇委員、いかがでございましょうか。

委員：ご指名いただいた〇〇です。枚方市就業・生活支援センターの現在の活動状況と経緯について簡単にご説明いたします。平成15年に準備センターとして立ち上げ、枚方市並びに大阪府の助成を受けて活動しておりましたが、平成20年に国事業に移行しました。現在の構成は、センター長が1名、就労支援員が私を含めて2名、生活支援員は1名、計4名で枚方市をカバーしております。どんな活動をしているかと言いますと、障害者雇用促進法に基づき、福祉から雇用へという政策の一環として、就職を希望される障害のある方、また在職中の方の抱えておられる課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面、および生活面について、一体的、総合的な支援を行っています。現在、センターの利用登録者数は、141名、累計で就職者数は110名。今年度はまだ集計できていません。実習件数は、98件です。平成21年度の実績ですが、就業者数は20名になる予定です。センターを中心に色々な事業を行っていますが、年に1回、ラポールひらかたにおきまして、「エルフェスタ in 枚方 障害者合同就職面接会」を実施しています。これは、私どもセンターと枚方市障害福祉室、ハローワーク枚方、枚方市内の支援機関による実行委員会構成、参加企業は8社でした。応募者数は延べ131名で、現在集計中で、最終的な数字ではありませんが、採用実績は、確実な方が4名となっています。あと、もう1社、うまくいくと、3名の採用見込みがありますが、まだ確実な状況ではありません。この方々が採用となりますと、合計7名となります。我々センターの実績は、他の地区と比べ、残念ながらいいとは言えません。我々の使命は、一人でも多く障害のある方に就業していただくことにあります。ご承知の通り、近年の雇用情勢は非常に厳しい状況下であり、その中で障害者雇用となると更に厳しいという現状があります。やはり企業は効率性を重視します。当然のことですが、企業としてはより優秀な人を採用したいというのは当たり前のことで、そういう状況下で、障害のある人の就職の道を切り拓いていくというのが我々の仕事です。そ

の中で、国の指導のもと、法定雇用率がありますが、これが一番拘束力があり、影響が大です。法定雇用率を達成するために雇用を考えるという企業が大多数です。中には、社会貢献として積極的に障害者雇用に取り組んでいる企業もありますが、少数です。その中で、いかにして一般就労していただくか、これは次年度の目標として掲げたいと思っていますが、就労には、就労前に行う実習が最も有効です。従って、実習先の確保に特に力を入れていきたいと考えています。実習に関連して、枚方市障害福祉室を中心に、庁舎内実習に取り組んでいただいていますし、精神障害のある方を対象に、「ジョブガイダンス」も実施しています。また「虹サロン」で、就労している方に毎月1回集まっていただいて、交流会を行っています。先ほどから実習についてお話しておりますが、企業の環境を考えてみると、障害者の方が、自ら力をつけていただくしかないと考えています。そのためには、実習を受け入れていただく企業や機関が、あればあるほどいいわけで、次年度は、実習への取り組みに特化して尽力したいと考えています。余談になりますが、先だって、〇〇企業に伺った際、社長さんから支援者に対して、「就職させてくれの一点張りでは駄目だ。企業は、初めから、採用してくれと来られると引いてしまう。その前に、実習をさせてくれないかとアプローチしてはどうか」と助言をもらいました。その通りだと感じたところです。以上で終わります。

会長：ありがとうございました。この就業・生活支援センターは、大変に大事なセンターです。皆さん、ご承知の通りだと思います。3つ部会の情報も当然消化していただく必要もありますが、実際にある就労継続A型施設とも密接に連携していかなくてはならないと思います。今後も就労に結びつくような活動をお願いしたいと思います。また、部会へのアドバイスもお願いしたいと思います。枚方市障害福祉サービス事業者連絡会の〇〇委員、手短かに報告をお願いいたします。

委員：時間がありませんので、簡単に報告します。今日の報告を聞き、二つのことを感じました。一つは、児童に対する取り組みが強化されなくてはならないということ、もう一つは、重度心身障害の方への取り組みが、他に比べて少なく、ニーズが上がってきていないこと自体が大きな課題であると感じました。私は、枚方市障害福祉サービス事業者連絡会から出ておりますので、来年度に取り組みたい課題として二つを考えています。まず、医療的行為の必要な方への取り組みです。これは長年の懸案でした。最近、特別養護老人ホームには一定の方向性が出ていますが、まだ、障害を持っている方々すべてに対応するには至っていません。現状の制度の中で可能なのは吸引ですので、連絡会でこの吸引に関する研修ができないかと考えています。それには、訪問系、施設系に関係なく、一定の状況のもとで対応できるような方、職員に限らずご家族であっても、ボランティアであっても、必要な方には研修を受けただけのような形にしたいと考えています。そのようなケアが含まれば、当事者の方が地域の中でより長く生活ができて、また地域にも出ていけるようになります。連絡会では具体的な提案として出しており、次年度に取り組みたいと考えています。もう一点が、児童に対する取り組みです。障害のある重度のお子さん、また社会的な課題になっている

DVやネグレクトの問題が出てきており、訪問を行っている事業所のネットワークを使って、なんらかの形での取り組みができないかと考えています。これは大きな課題ですので、各関係機関との連携を図っていかないとはいけません。以上が、次年度の取り組みになります。

会 長：ありがとうございました。医療行為については、福祉職も拡大されてきていますし、この間の報道では、AEDが設置されたことで随分と救命率が上昇したという報告がありました。今後は、福祉関係者の医療行為の拡大ということもできればいいかなと思っています。それから、虐待に関することは非常に難しいことですが、虐待の連鎖をいかに防ぐかがテーマになっており、そのためには虐待している親をいかに救うか、それがテーマになっていかないと、なかなか解決しないのかなというのが私の印象です。実際には難しいことですが、是非、取り組んでいただきたいテーマだと思えます。では、〇〇委員、いかがでございますか。

委 員：地域移行について話します。初め、お父ちゃんと一緒に暮らしていました。サービスセンターの人に「グループホームができたけど、どうですか？」と言われました。自分で考えようと思ったら、お父ちゃんが「入れます」と返事をしました。グループホームに入って、色々勉強しました。卵焼きや薄焼き卵焼きとか、みそ汁の作り方。でも、グループホームの決まりが嫌になってきた。決まった時間にご飯を食べたり、決まった時間に風呂に入ったりが嫌でした。一人暮らしをしたいと思いました。初めは、マンションに住んで、トイレとお風呂が一緒なので嫌だった。お父ちゃんのいる府営住宅を申し込みました。一人暮らしは淋しかったけど、ちょっと楽やった。とてもよかった。お父ちゃんが亡くなりましたが、どんな形でもいいからいて欲しかったです。みんな、いとこの子どもも助けてくれるけど、一人で頑張らないかと思う。この前、しんどくなって怖かった。いとこに電話したら、夕方、様子を見に来てくれた。支援センターは、朝が早かったので、遠慮しました。いつでも24時間電話相談があったらいいと思います。グループホームは窮屈と思うけど、グループホームで勉強してよかったと思う。近所のおばちゃんは、頑張りやと言ってくれます。言葉だけでも、うれしいです。でも、民生委員の人から、あんた、できないやろと言われました。だから、知的障害のパンフレットがあったら、そういう人に渡して欲しいと思います。以上で、終わります。

会 長：ありがとうございました。実は、私は、障害者施設に30年以上勤めていました。まだ、教員生活は長くないのですが、グループホームですら規制があつて厳しかったという今のご発言をお聞きして、私がやってきた30年間の仕事の意味は何だったのかと振り返りながら聞いておりました。貴重なご意見、ありがとうございました。就労支援の問題、児童虐待や児童等の医療行為に関する課題、障害当事者のご意見を踏まえ、今後、自立支援協議会の中で検討していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。では、最後に事務局から何かありますでしょうか。

事務局：特に追加の案件はございません。今後の予定としましては、幹事会・各専門部会は月に1度開催いたします。そして、この全体会につきましては、来年度は夏頃に開催

をお願いしたいと考えております。日程および案件につきましては、会長および幹事会と調整し皆様に連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、今後の連絡は、事務委託をしている「パーソナルサポートひらかた」より行いますので、よろしく願いいたします。事務局からの連絡は以上でございます。

会 長：ありがとうございました。慣れない司会で不手際がありましたが、これで本日の協議会を終わります。

